



資料編

資料編

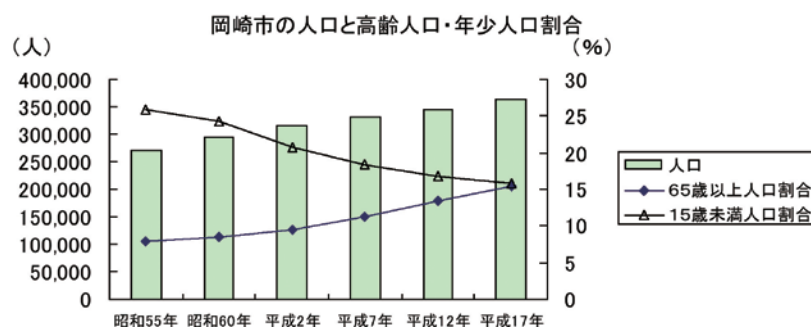
- 資料 1 岡崎市の環境の現状
- 資料 2 岡崎市環境基本条例
- 資料 3 改訂までの足跡（年表）
- 資料 4 岡崎市環境まちづくり市民会議委員
- 資料 5 岡崎市環境まちづくり市民会議の構成
- 資料 6 環境等用語集

資料1 岡崎市の環境の現状

岡崎市の環境の現状

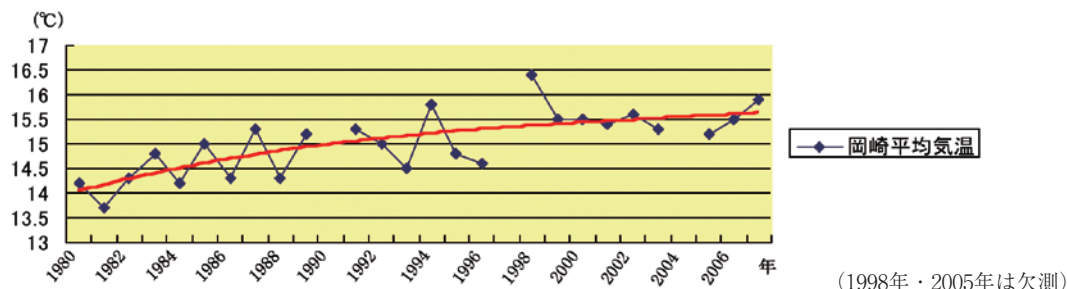
平成17年国勢調査の時点では約364,000人であり、昭和55年以降の人口推移をみると、一貫して堅調な増加になっています。

年齢構成をみると、15歳未満の年少人口は平成17年には15.8%であり、20年前と比較して約10%減少しています。また、これまで、10%に満たなかった65歳以上の高齢人口が平成17年には15%に達しており、本市でも確実に少子高齢化が進展しています。



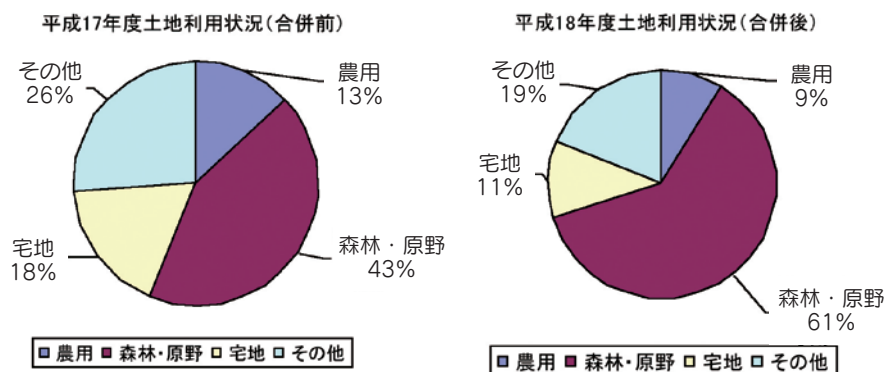
平均気温

岡崎市の2000年代の平均気温は1980年代と比較すると上昇しています。



土地利用状況

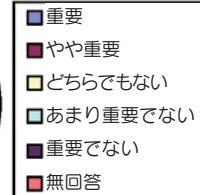
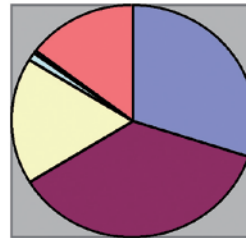
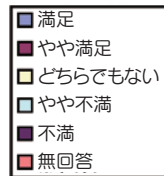
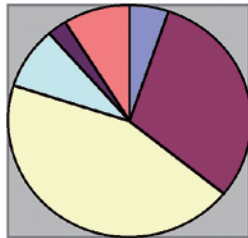
岡崎市は平成18年度の旧額田町との合併により、自然環境資源が著しく増加しました。



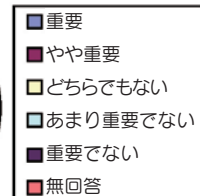
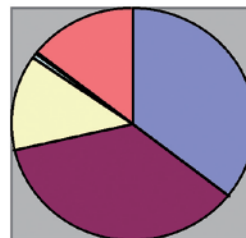
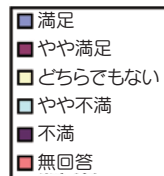
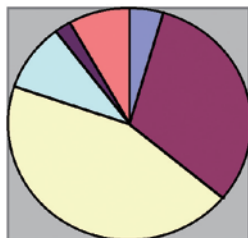
岡崎市の環境の現状

市の行政施策に係る「現在の満足度（左図）」「今後の重要度（右図）」（環境関連のみ）

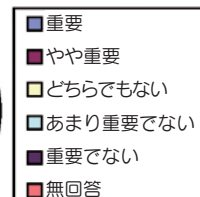
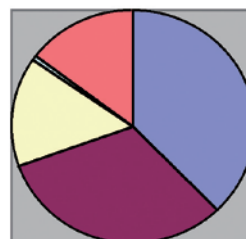
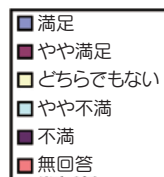
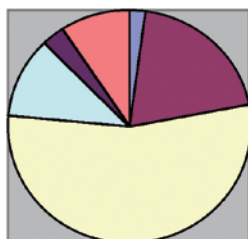
自然環境の保全と活用



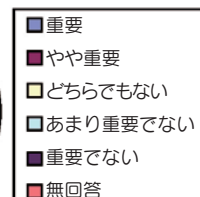
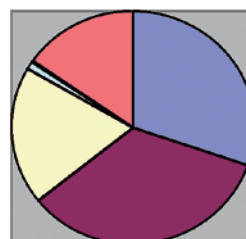
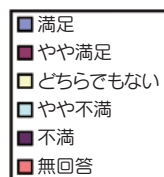
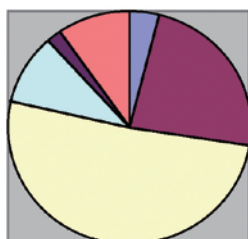
良好な生活環境の確保



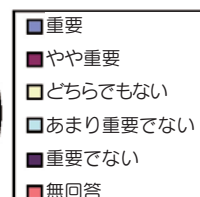
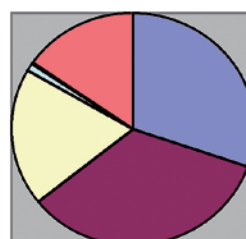
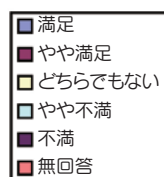
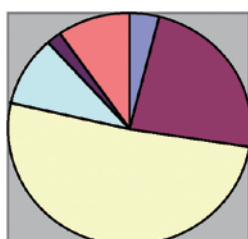
地球環境の保全



環境行動の実践



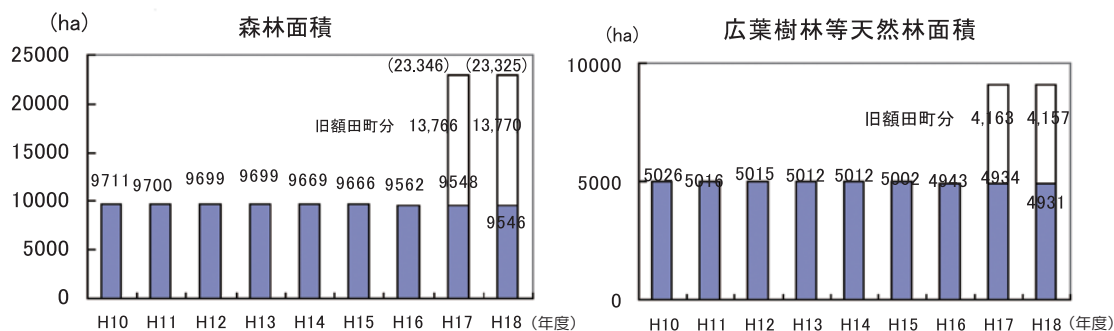
快適移動社会の実現



岡崎市 市民意識調査より抜粋 調査期間 平成 20 年 6 月 5 日～6 月 22 日

自然

額田町との合併で森林面積、広葉樹林等天然林面積が大幅に増えました。しかしながら、旧岡崎市では減少傾向にあります。

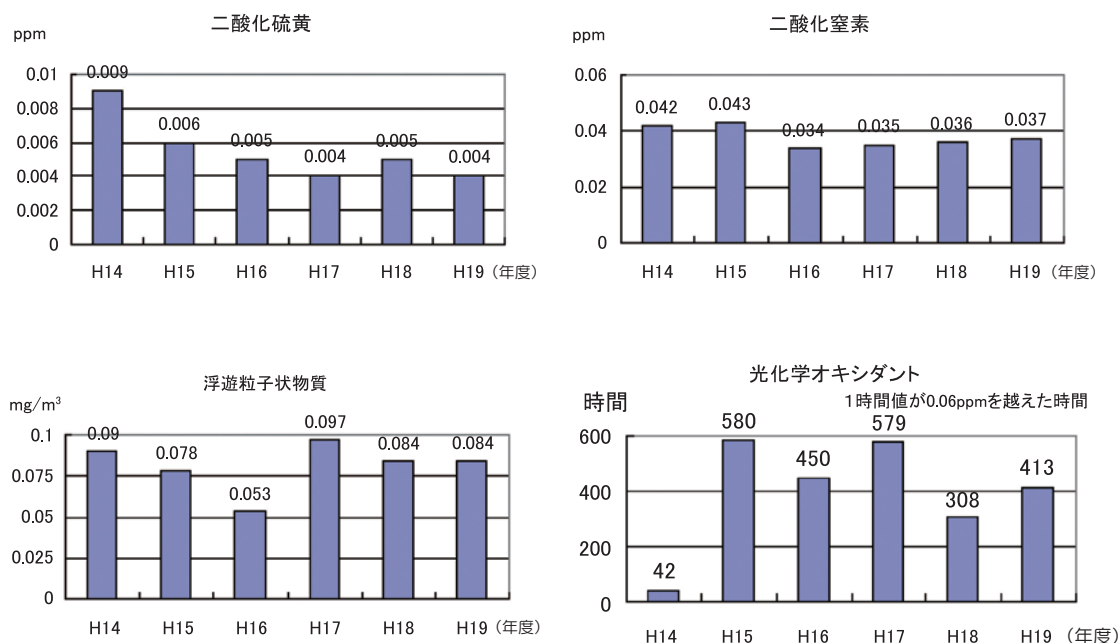


大気

大気汚染常時観測所として羽根町で常時観測をしています。

平成 19 年度は二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質については環境基準を達成しましたが、光化学オキシダントは環境基準を達成しませんでした。

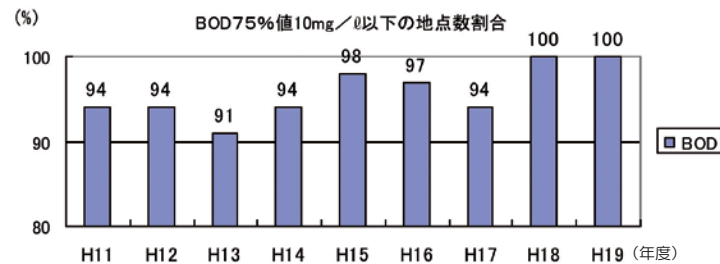
一般大気環境常時監視測定結果



水質

市内 31 河川 55 地点において、定期的に水質調査を実施しています。平成 19 年度すべての地点で有機汚濁の代表的な指標である BOD について、目標値である BOD75% 値 10mg/ℓ 以下を達成しました。

6 河川について水域類型が指定されており、生活環境の保全に関する環境基準が適用されますが、平成 19 年度は、BOD についてすべての地点で達成しました。



類型指定されている河川の BOD75% 値 (mg/ℓ)

河川名	類型	基準値	平成 17 年度	適否	平成 18 年度	適否	平成 19 年度	適否
乙川（岡崎市上水道取入口）	A 類型	2 以下	1. 3	○	1. 0	○	1. 1	○
乙川（占部用水取入口）	B 類型	3 以下	3. 3	×	2. 2	○	2. 2	○
男川（学校橋）	A 類型	2 以下	0. 8	○	0. 6	○	0. 6	○
矢作川（美矢井橋）	B 類型	3 以下	1. 7	○	1. 3	○	0. 9	○
巴川（細川頭首工）	A 類型	2 以下	0. 9	○	0. 6	○	0. 8	○
鹿乗川（東鹿乗川橋）	C 類型	5 以下	5. 8	×	5. 8	×	4. 8	○
雨山川及び乙女川下流(ツノジ橋)	A 類型	2 以下	0. 7	○	< 0. 5	○	0. 6	○

ダイオキシン類

ダイオキシン類の調査は大気環境 3 地点、河川水質及び底質 4 地点で実施しています。すべての地点で環境基準を達成しています。

大気環境ダイオキシン類

(pg-TEQ/m³)

調査年度	山綱町	羽根西新町	岩津町	大平町	美合町	基準値
平成 17 年度	—	—	0. 0 3 2	0. 0 3 5	0. 0 2 9	0. 6
平成 18 年度	—	0. 0 3 2	—	0. 0 3 3	0. 0 3 3	
平成 19 年度	0. 0 2 6	—	—	0. 0 4 1	0. 0 3 0	

河川水質ダイオキシン類

(pg-TEQ/ℓ)

調査年度	乙川		男川	巴川	基準値
	上水道取水口	占部用水取水口	学校橋	細川頭首工	
平成 17 年度	0. 2 5	0. 2 1	0. 0 5 9	0. 1 4	1
平成 18 年度	0. 1 8	0. 1 2	0. 0 8 3	0. 2 2	
平成 19 年度	0. 2 2	0. 2 9	0. 1 2	0. 2 4	

河川底質ダイオキシン類

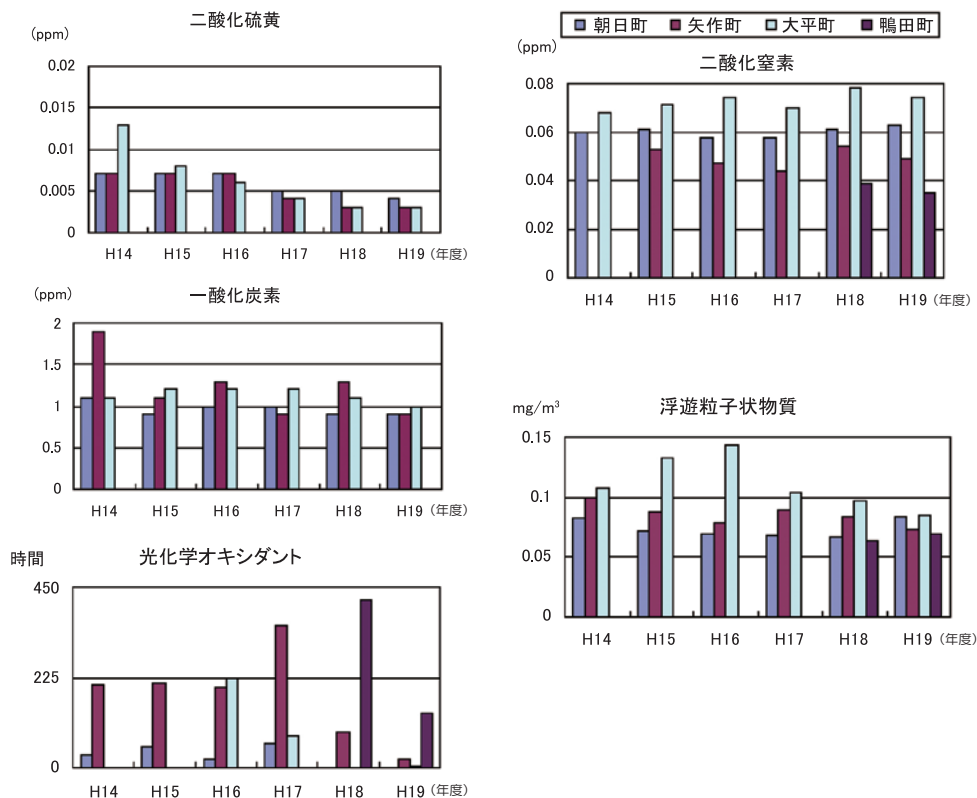
(pg-TEQ/g)

調査年度	乙川		男川	巴川	基準値
	上水道取水口	占部用水取水口	学校橋	細川頭首工	
平成 17 年度	0. 5 2	0. 4 6	0. 8 1	0. 2 4	1 5 0
平成 18 年度	1. 1	0. 8 8	0. 5 0	1. 0	
平成 19 年度	0. 4 0	0. 8 9	0. 5 7	0. 2 5	

交通公害 / 大気汚染

自動車排ガス調査のため、朝日町（岡崎市朝日大気測定局）、矢作町（岡崎市矢作大気測定局）、大平町（岡崎市大平大気測定局）、鴨田町（岡崎市鴨田大気測定局）において、常時監視を実施しています。

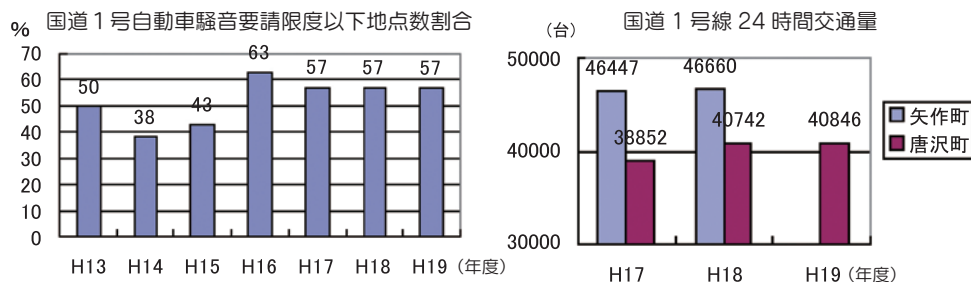
平成 19 年度は二酸化硫黄、一酸化炭素は、すべての地点で環境基準を達成しましたが、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントは環境基準を達成しない地点がありました。



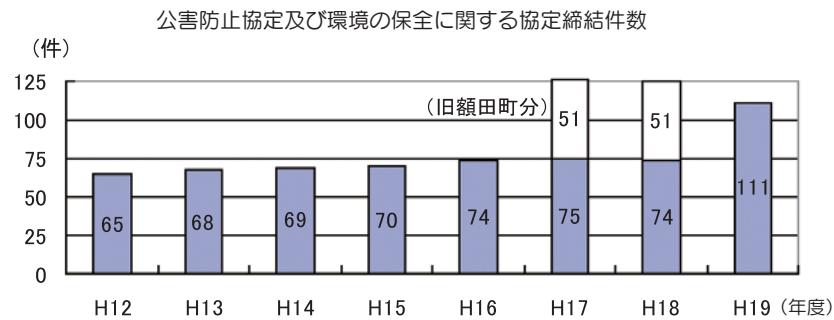
交通公害 / 騒音振動

国道 1 号は、幹線道路として国の経済社会活動を支える重要な役割を担う一方、膨大な交通量のため、沿線地域の環境に大きな影響を与えています。本市では市街地の中心を通っており沿道に住宅も多く、また、東名高速道路への乗り入れの便も良いため、特に夜間大型車の混入率も高く、深刻な問題になっています。

また、他の幹線道路でも交通量が増大し、沿線地域の環境に影響を与えています。

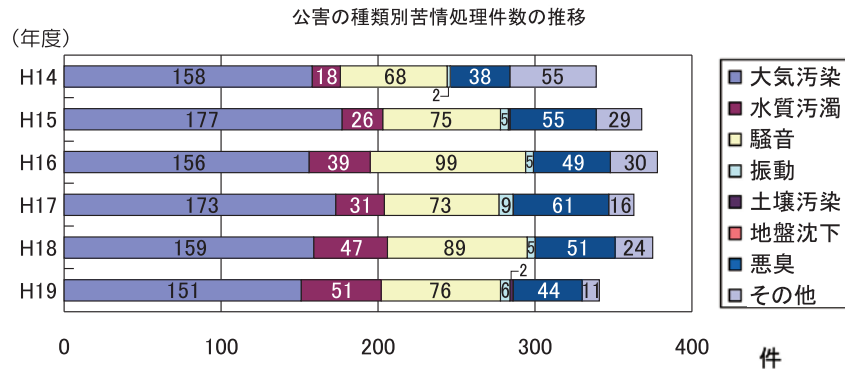


公害防止協定及び環境の保全に関する協定



※平成 18 年度までは、公害防止協定及び水と緑・歴史と文化のまちづくり条例に基づく環境保全協定締結件数
 ※平成 19 年度に、生活環境保全条例に基づき、旧額田町分も含め、協定を見直し再締結

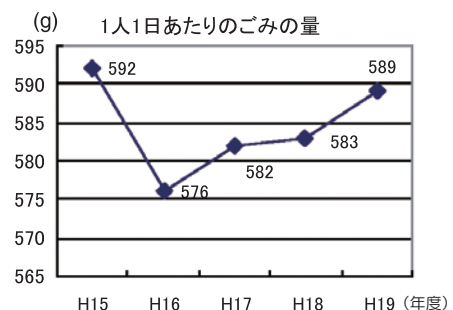
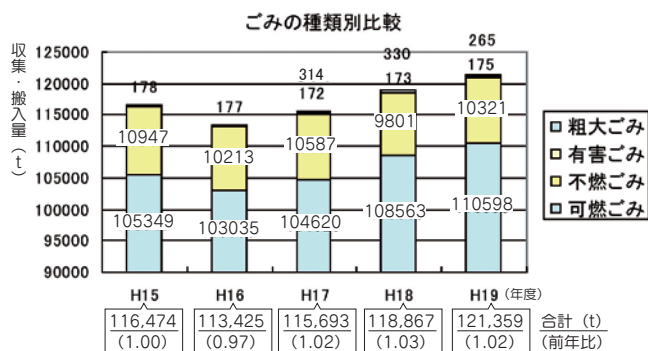
公害苦情件数



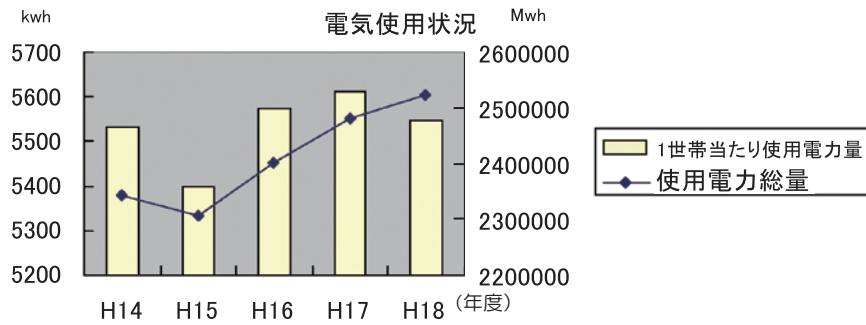
ごみ収集・搬入量の推移

本市では、増え続けるごみを減らすために、家庭系ごみの減量施策として、粗大ごみの有料個別収集、3 分別（紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装）の分別収集を実施、また、事業系ごみの減量施策として、古紙類の規制を行いました。

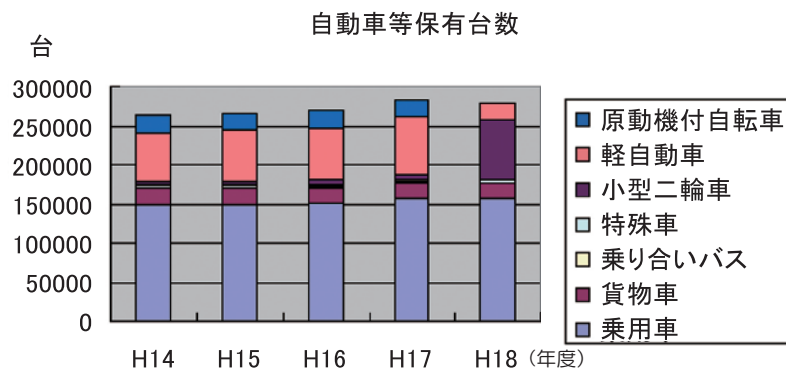
しかし、ごみの量は平成 16 年度以降わずかに増加しています。



電気使用状況



自動車保有台数



環境基本計画到達度・達成度

施策	指標	目標 (H22 年度)	実績 (額田含む)	評価
豊かな自然を守り育てる	森林面積	9,703ha	9,555ha (23,325ha)	△
	広葉樹林等天然林面積	5,027ha	4,915ha (9,072ha)	△
身近な自然を育てる	1人当たりの都市公園面積	20m ²	10.14m ²	×
きれいな川を守る	BOD 値 10mg/l 以下の地点割合	100%	100%	○
交通公害対策を推進する	国道 1 号沿線騒音要請限度以下の地点数の割合	100%	57%	×
事業所の環境対策を推進する	公害防止協定締結件数	100 件	111 件 (額田含む)	△
	公害防止協定の充実化を図る	—	環境保全協定策定	○
歴史や文化を守り育てる	文化財指定件数	270 件	289 件 (318 件)	○
ごみ減量とリサイクルを推進する	家庭系可燃ごみ削減量	10%削減	12%増加	×
	事業系可燃ごみ削減量	20%削減	25%削減	○
	ごみ分別による資源化への協力	数値なし	11 分別	○
地球温暖化を防止する	市の二酸化炭素排出量	570 千 t-c	把握できず	
	家庭からの二酸化炭素排出量	89 千 t-c	129 千 t-c	×
	自動車からの二酸化炭素排出量	115 千 t-c	171 千 t-c	×
	事業所からの二酸化炭素排出量	366 千 t-c	把握できず	

○達成 ×未達成 △額田町合併により達成しているが旧岡崎市としては未達成

目次	前文
	第 1 章 総則（第 1 条～第 8 条）
	第 2 章 施策の方針等（第 9 条～第 12 条）
	第 3 章 参画と協働のための施策（第 13 条～第 16 条）
	第 4 章 施策の推進（第 17 条～第 22 条）
	第 5 章 岡崎市環境審議会（第 23 条～第 28 条）
	附則

私たちのまちは、愛知県のほぼ中央、美しい山並みの広がる三河高原と肥沃な岡崎平野が接する位置にあり、緑多き森林とこれから流れ出る矢作川、乙川、男川などの清流のある豊かな自然環境に恵まれている。また、古くから交通の要衝、東海道屈指の宿場町として発達し、中心地を流れる乙川と徳川家康公生誕の岡崎城を望む風景に代表されるように、悠久の歴史と伝統を今に伝えるとともに、産業、文化、学術など多様な機能を備えた西三河の拠点都市として発展を続けている。

しかしながら、こうした都市の発展を支えてきた社会経済活動は、私たちの生活に利便性や物質的な豊かさをもたらす一方で、身近な環境への影響はいうまでもなく、地球温暖化など地球的規模の問題へと拡大し、人類を含むすべての生物の存続基盤に深刻な影響を及ぼし始めている。

もとより、私たちは誰もが、環境への負荷が少なく、持続的な発展が可能な社会の下で健康で安全、安心かつ文化的な生活を営む権利を有しているだけでなく、こうした環境を守り、育み、さらに将来の世代へ引き継いでいく責務を担っている。

このような認識の下、今こそ私たちは、積極的にこれらの役割を自覚し、協働して、かけがえのない地域の自然環境と地域の特性を生かした社会経済活動との調和を図りながら、これまで以上に環境への負荷の少ないライフスタイルを推進し、良好な環境の保全及び創造を実現するため、ここに、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策及び活動の基本となる事項を定めることにより、これらを総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全、安心かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（2）公害等

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭その他の環境の保全上の支障によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（3）地球環境保全

人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少そ

の他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で安全、安心かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むことのできる自然と調和の取れた恵み豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びに将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人の生活が大气、水、土壌その他の環境の構成要素の恩恵の上に成り立っていることにかんがみ、その適正な保全を図り、もって環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会が構築されることを目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市民、事業者及び市がその役割を分担し、相互の協力の下に行われなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全、安心かつ文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、積極的に推進されなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、住みよい生活環境を築くため、日常生活において自らの行動が良好な環境を損なうことがないように互いに配慮しなければならない。

2 市民は、製品等が廃棄物等となることを抑制するとともに、循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを推進し、環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に関する活動（以下「環境活動」という。）に自ら積極的に取り組むように努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、良好な環境を損なうことがないように、自らの責任と負担において、これに伴って生ずる公害等を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、原材料、製品等が廃棄物等となることを抑制するとともに、原材料、製品等が循環資源となった場合には、これらについて自ら適正に循環的な利用を行い、又はこれらについて適正に循環的な利用が行われるようにするために必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、前項の措置を講じても発生する廃棄物等については、自らの責任において適正な処分を行い、又は適正な処分が困難とならないようにするために必要な措置を講じなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動において、環境活動に自ら積極的に取り組むように努めなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的な施策（以下「環境施策」という。）を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、自ら事業活動を実施するに当たっては、環境活動に積極的に取り組むように努めなければならない。

3 市は、広域的な取り組みを必要とする環境施策及び環境活動を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と相互に連携して行うように努めなければならない。

(各主体の協働)

第7条 市民、事業者及び市は、それぞれの責務を果たすとともに、互いの立場を尊重し、公平かつ対等な立場で協働して環境施策及び環境活動を推進しなければならない。

(滞在者の責務)

第8条 市内に滞在する者（市内を通過する者を含む。以下同じ。）は、その滞在に伴う活動が良好な環境を損なうことがないように配慮しなければならない。

2 市内に滞在する者は、良好な環境の保全及び創造の推進のため、積極的に環境施策及び環境活動に協力しなければならない。

第2章 施策の方針等**(施策の策定等に係る基本方針)**

第9条 市は、環境施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項が達成されるように努めるものとする。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるように公害等を防止し、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生き物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系の確保を図るため、水資源及び森林資源の保全をするとともに、森林、樹林地、水辺地、河川、農地等を適正に維持管理し、人と自然との豊かなふれあいが確保されること。
- (3) 潤いと安らぎのある環境を目指し、緑化の推進、水辺地の整備、良好な景観の確保、安全で安心できる住環境の向上、歴史的文化遺産の保全等が図られること。
- (4) 廃棄物の発生抑制、減量化、資源化及び適正な処理、資源の循環的な利用並びに環境への負荷の少ないエネルギーの有効利用が推進されること。

(環境基本計画)

第10条 市長は、環境施策及び環境活動を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全及び創造についての目標、環境施策及び環境活動の方向その他必要な事項について定めなければならない。

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の意見を聴取し、これを環境基本計画に反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、第23条に規定する岡崎市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等と環境基本計画との整合)

第11条 市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るように努めなければならない。

(年次報告書の作成等)

第12条 市長は、環境基本計画に基づき実施された環境施策及び環境活動並びに環境の状況について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 参画と協働のための施策**(情報の収集及び提供)**

第13条 市は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、個人、法人等の権利利益の保護に配慮しつつ、第15条に規定する市民等が行う自発的な環境活動並びに第16条に規定する環境教育及び環境学習に必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第14条 市は、環境施策に市民等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

（市民等の自発的な活動の促進）

第15条 市は、市民等が自発的に行う環境活動を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

（環境教育及び環境学習の推進）

第16条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、市民等による自発的な環境活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境教育及び環境学習が推進されるように必要な措置を講ずるものとする。

第4章 施策の推進

（水源のかん養機能及び水の浄化機能のための森林の保全）

第17条 市は、健全な水循環を回復し、及び維持するためには、森林の持つ水源のかん養機能及び水の浄化機能が重要であるとの認識のもと、水源のかん養機能及び水の浄化機能を高めるように森林の保全に関し必要な措置を講ずるものとする。

（開発事業等に係る環境への配慮の促進）

第18条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、環境への影響について適正に配慮することを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（歴史的文化遺産を活用したまち並みの形成等）

第19条 市は、潤いと安らぎのある環境を確保するため、歴史的文化遺産の発掘、保存及び活用を通じて個性あふれるまち並みを形成するとともに、自然環境と調和のとれた魅力ある風景の保全に努めるものとする。

（地球環境保全の推進）

第20条 市は、地域の社会経済活動による環境への負荷の積み重ねが、地球全体に影響を及ぼす問題の要因にもつながることを踏まえ、地球環境保全に関する施策を実施するに当たっては、国際機関、国又は他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

（調査、監視及び測定体制の整備）

第21条 市は、環境の状況を把握し、適正に環境施策を推進するために、必要な調査、監視及び測定体制の整備に努めるものとする。

（環境への負荷を低減させる措置等）

第22条 市は、環境への負荷を低減させるため、施設の整備その他の措置が市民等により講じられることが必要であると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるように努めなければならない。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、特に必要であると認めるときは、市民等に適正な負担を求めることにより、自ら環境への負荷の低減に努めることを促す措置を講ずるものとする。

3 市は、環境への負荷の低減に関する施策の円滑な推進を図るため、必要な財源の確保に努めるものとする。

第5章 岡崎市環境審議会

（設置）

第23条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の7の規定に基づき、岡崎市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 24 条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項
- (2) 環境基本計画に関する事項
- (3) 良好な景観及び環境の保全及び形成に資するまちづくりに関する事項
- (4) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する事項

(組織)

第 25 条 審議会は、30 人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第 26 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 公募した市民
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 27 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第 28 条 会長は、必要に応じて、諮問事項に関する専門的な調査又は検討を行わせるため、審議会に部会を設置することができる。

2 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則**(施行期日)**

1 この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

(岡崎市廃棄物減量等推進審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 岡崎市廃棄物減量等推進審議会条例（平成 6 年岡崎市条例第 10 号）
- (2) 岡崎市環境審議会条例（平成 6 年岡崎市条例第 25 号）

(岡崎市廃棄物減量等推進審議会条例等の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の岡崎市廃棄物減量等推進審議会条例第 4 条第 1 項及び岡崎市環境審議会条例第 4 条第 1 項の規定により任命された委員である者は、第 25 条の規定にかかわらず、第 26 条第 1 項の規定により任命された委員とみなす。

4 前項の委員の任期は、第 26 条第 2 項本文の規定にかかわらず、平成 18 年 11 月 30 日までとする。

5 この条例の施行の際現に附則第 2 項の規定による廃止前の岡崎市環境審議会条例第 5 条第 1 項の規定により置かれた会長である者は、第 27 条第 1 項の規定により置かれた会長とみなす。

(岡崎市環境基本計画に係る経過措置)

6 この条例の施行の際現に策定されている岡崎市環境基本計画は、第 10 条第 1 項の規定により策定された環境基本計画とみなす。

資料3

改訂までの足跡（年表）

開催日時	内容・テーマ	備考
平成16年度	環境活動実践者養成講座	
	6月26日 第1回講座	オリエンテーション
	7月10日 第2回講座	環境を改善する主役は市民 各地の先進的な取り組み
	7月31日 第3回講座	ごみ減らしは、出口の取り組みから入口（買い物）へ 地球温暖化を地域から防ぐ エネルギーの明るい未来
	8月28日 第4回講座	環境の取り組みで、まちはこんなに元気になる
	9月11日 第5回講座	まちあるき まちの宝物発見 エコマップづくり（フィールドワーク）
	10月2日 第6回講座	自然の保護・保全、再生の取り組み（フィールドワーク）
	10月23日 第7回講座	ポスター・チラシのデザインワークショップ
	11月13日 第8回講座	人のコーディネート、会議の進め方
	12月4日 第9回講座	共感される企画・立案づくりとは
	1月22日 第10回講座	発信しよう、伝えよう
	2月19日 成果発表会	受講者による企画成果発表
平成17年度	環境NPOマネジメント講座	
	7月2日 第1回講座	さあはじめよう環境市民活動
	7月30日 第2回講座	プロジェクトの企画、戦略的な組み立て
	8月27日 第3回講座	企画づくりの背景を知る。ポテンシャル（能力）分析とマーケティング
	9月24日 第4回講座	採用される企画書づくり 自分たちの活動を「企画書」にまとめよう
	10月29日 第5回講座	セミナー・イベント運営の実際
	11月19日 第6回講座	発表と評価 さらなる飛躍をめざして
平成18年度～20年度 岡崎市環境まちづくり市民会議		
平成18年度	6月20日 第1回市民会議	環境基本計画とは何か WS:「お互に知り合うワーク」
	7月5日 第2回市民会議	岡崎市の環境基本計画の位置づけ・構成・概要・達成状況 最近策定した他市の計画の構成 WS:「岡崎の好きなところ・改めたいところ」
	7月20日 第3回市民会議	地球温暖化の現状と私たちの関係 WS:「今日の話で意外だったこと、この国で暮らすものとしての責任」
	8月23日 第4回市民会議	地球温暖化防止と省エネルギー及び創エネルギーWS:「私の一押し活動」
	9月5日 第5回市民会議	岡崎市のごみの現状について ごみ問題の基本整理と地域でできる削減策 WS:「質問力を高めよう」
	9月26日 第6回市民会議	グリーンコンシューマ及びグリーン購入 WS:「私がやってみたいグリーンコンシューマ活動」
	10月7日 第7回市民会議	フィールドワーク「中央クリーンセンター、北部一般廃棄物最終処分場」
	10月25日 第8回市民会議	市の自然について WS:「森林・水づくり」「まちものづくり」「排水・川・川辺の緑」

平成18年度	11月23日	第9回市民会議	フィールドワーク「岡崎中央総合公園・北山湿地・おおだの森・寺野の大楠・茅葺の里・巴山乙川水源・くらがり渓谷・猪垣・山中八幡宮」	
	11月27日	第10回市民会議	交通 WS:「岡崎市の交通からみた問題を出し合う」	上智大学大学院地球環境学研究科 教授 柳下氏
	12月5日	第11回市民会議	市における市民活動団体4団体からの活動報告 WS:「市の活動団体を地図に記入しながら洗い出し作戦」	
	12月20日	第12回市民会議	フィールドワーク「男川浄水場、八帖下水処理場、小呂川」	
	2月5日	第13回市民会議	これまでの学習のふりかえりと補足 WS:「20年後の岡崎市について」	
	2月12日	第14回市民会議	フィールドワーク「おおだの森、籠田公園」（市民活動団体の活動に体験参加）	
	2月20日	第15回市民会議	基本計画見直しのための部会分けについての説明	
	3月1日	第16回市民会議	現岡崎環境基本計画の到達評価 「日本の環境首都コンテスト」からみた岡崎市の取り組み 設置部会とメンバー確定	
	3月12日	第17回市民会議	企画の立て方	
	4月12日	第18回市民会議	委嘱状交付 全体会 部会の役割・所属等確認 部会 自己紹介、地域の問題の洗い出し	3部会「自然」「ライフスタイル」「交通」を設置
平成19年度	4月27日	第19回市民会議	地域の問題の洗い出しと整理	各部会毎に検討
	5月10日	第20回市民会議	地域の問題の洗い出しと整理	各部会毎に検討
	5月23日	第21回市民会議	地域の問題の洗い出しと整理・課題への転換	各部会毎に検討
	6月7日	第22回市民会議	地域の問題の洗い出しと整理・課題への転換	各部会毎に検討
	6月20日	第23回市民会議	地域の問題の洗い出しと整理・課題への転換整理	各部会毎に検討
	7月5日	第24回市民会議	地域の問題の洗い出しと整理・課題への転換整理	各部会毎に検討
	7月17日	第25回市民会議	地域の問題の洗い出しと整理・課題への転換整理	各部会毎に検討
	7月31日	第26回市民会議	地域の問題の洗い出しと整理・課題への転換整理	各部会毎に検討
	8月23日	第27回市民会議	地域の問題の洗い出しと整理・課題への転換整理	各部会毎に検討
	9月3日	第28回市民会議	「企画の立て方、今後の作業」プロジェクトの検討	各部会毎に検討
	9月21日	第29回市民会議	プロジェクトの検討	各部会毎に検討
	10月10日	第30回市民会議	プロジェクトの検討	各部会毎に検討
	10月22日	第31回市民会議	プロジェクトの検討	各部会毎に検討

平成19年度	11月8日	第32回市民会議	プロジェクトの検討	各部会毎に検討
	11月29日	第33回市民会議	「岡崎市水を守り育む条例」説明 プロジェクトの検討	各部会毎に検討
	12月6日	第34回市民会議	プロジェクト検討	各部会毎に検討
	12月18日	自然部会	フィールドワーク「小呂川、青木川、霞川、男川、わんpark、絆の森、奈良井公園、明大寺、占部川、鹿乗川」	
	12月18日	第35回市民会議	プロジェクトの検討、ビジョンの検討	各部会毎に検討
	12月23日	交通部会	フィールドワーク「バスツアー（まちバス、名鉄バス）」	
	1月12日	交通部会	フィールドワークのまとめ 部会ビジョンについて	
	1月17日	第36回市民会議	中間案発表会の担当決め プロジェクト検討、ビジョンの検討	各部会毎に検討
	2月1日	第37回市民会議	中間案発表会の担当者の決定と必要な作業 プロジェクトの検討、ビジョンの検討	各部会毎に検討
	2月13日	交通部会	プロジェクト、ビジョンの検討	
	2月20日	第38回市民会議	プロジェクトの検討、ビジョンの検討 中間案発表会準備	各部会毎に検討 作業チーム毎に検討
	2月26日	第39回市民会議	プロジェクトの検討、ビジョンの検討 中間案発表会の発表方法の検討 中間案発表会準備	各部会毎に検討 作業チーム毎に検討
	3月6日	第40回市民会議	中間案発表会の発表方法検討 中間案発表会リハーサル 中間案発表会準備	各部会毎に検討 作業チーム毎に検討
	3月12日	交通部会	中間案発表会の発表方法検討	
	3月17日	第41回市民会議	中間案発表会の発表方法検討 中間案発表会リハーサル	各部会毎に検討
	3月28日	第42回市民会議	中間案発表会リハーサル	
	3月29日	中間案発表会	「ご意見ちょうだい会」福祉会館	
平成20年度	4月2日	第43回市民会議	「ご意見ちょうだい会」反省 中間案発表会地域版の検討	各部会毎に検討
	4月14日	交通部会	中間案発表会地域版検討	
	4月15日	中間案発表会	北部地域交流センター なごみん	
	4月19日	中間案発表会	西部地域交流センター やはぎかん	
	4月21日	中間案発表会	ぬかた会館	
	4月25日	中間案発表会	南部地域交流センター よりなん	
	5月1日	第44回市民会議	ご意見ちょうだい会の反省 今後のスケジュールの確認 ご意見ちょうだい会から出た意見について	各部会毎に検討
	5月23日	第45回市民会議	ご意見ちょうだい会から出た意見について プロジェクトの精査	各部会毎に検討
	6月9日	第46回市民会議	推進組織のイメージについて プロジェクトの精査	各部会毎に検討
	6月16日	交通部会	プロジェクトの精査	
	6月24日	第47回市民会議	プロジェクトの精査	各部会毎に検討
	7月8日	交通部会	プロジェクトの精査	
	7月14日	第48回市民会議	プロジェクトの精査	各部会毎に検討
	7月15日	交通部会	プロジェクトの精査	
	7月29日	第49回市民会議 （幹事会）	プロジェクトの進捗状況共有 今後のスケジュール 現計画の内容及び見直し案について	

平成20年度	8月11日	第50回市民会議	プロジェクトの精査	各部会毎に検討
	8月19日	第51回市民会議 (幹事会)	各部会プロジェクトの精査	
	9月8日	第52回市民会議	推進組織について プロジェクトの精査	NPO法人とよなか市民環境会議ア ジェンダ21事務局長井上氏 各部会 毎に検討
	9月25日	第53回市民会議 (幹事会)	各部会プロジェクトの精査	
	10月14日	第54回市民会議	プロジェクトの指標について	各部会毎に検討
	10月28日	第55回市民会議 (幹事会)	全体目標について	
	11月11日	第56回市民会議	全体目標について	
	11月25日	第57回市民会議	全体目標について	
	12月2日	第58回市民会議	全体目標について 環境基本計画冊子案について	
	12月22日	第59回市民会議	環境基本計画冊子案について	
	1月13日	第60回市民会議	環境基本計画冊子案について 挨拶文について	
	1月26日	第61回市民会議	環境基本計画冊子案 概要版、パンフレット案について	
	2月13日	第62回市民会議	環境基本計画冊子案 概要版、パンフレット案について 他自治体の環境基本計画推進組織につ いて	
	2月20日	第63回市民会議	環境基本計画冊子案 概要版、パンフレット案について 環境基本計画推進組織の設立準備につ いて	
	3月3日	第64回市民会議	環境基本計画冊子案 概要版、パンフレット案について 環境基本計画推進組織の設立準備につ いて	
	3月24日	第65回市民会議	総括	

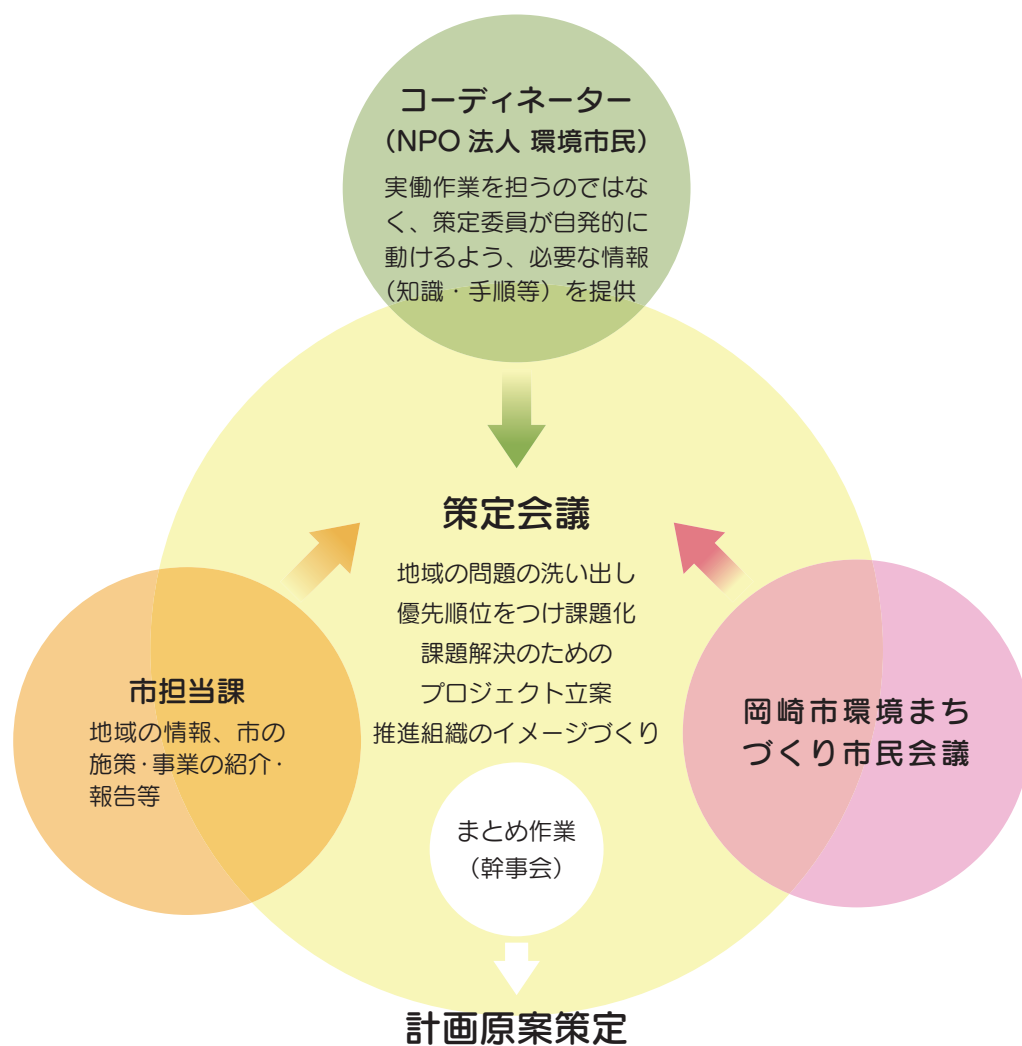
資料 4

岡崎市環境まちづくり市民会議委員

氏名	区分	部会	氏名	区分	部会
天野 徹	公募	ライフスタイル	杉浦 康之	まちづくり	
池田 直樹	公募	ライフスタイル	角野 恒富	環境保全委員	自然
市川 隆文	講座受講者	交通	高木 美緒	公募	自然
伊奈 修	推薦	ライフスタイル	田上 治	公募	ライフスタイル
伊奈 正和	推薦	自然	武田 清美	講座受講者	ライフスタイル
稲垣 光威	公募	交通	辻村 直基	公募	交通
岩本 一雄	講座受講者	ライフスタイル	徳永 親仕	まちづくり	
大久保 正五	環境保全委員	自然	鳥山 紀幸	推薦	自然
太田 享	公募	交通	中川 慶子	公募	交通・自然
太田 由美子	講座受講者	交通	長坂 進	公募	ライフスタイル
岡本 律子	公募		永田 幸保	推薦	
織田 重己	推薦	交通	成瀬 吉央	まちづくり	自然
小幡 詩子	公募	自然	西村 貴裕	推薦	
及部 委千弘	公募	交通	八田 鐵也	講座受講者	自然
加藤 勝彦	講座受講者		服部 ミヨ子	講座受講者	交通
加藤 繁喜	推薦		平田 裕一	公募	ライフスタイル
加藤 秀美	公募	交通	藤江 誠	公募	交通
川崎 えり子	講座受講者	ライフスタイル	藤山 清二	講座受講者	ライフスタイル
倉橋 寿樹	推薦		古川 博久	まちづくり	
畔柳 剛	公募	自然	古澤 朝海	公募	
小林 絵里子	推薦	自然	松井 寛人	講座受講者	
小林 清文	公募		宮島 美三男	講座受講者	交通
澤田 文夫	公募	ライフスタイル	山田 英幸	公募	自然
重松 教子	まちづくり	自然	山本 鎮一	公募	ライフスタイル
篠原 信子	講座受講者	ライフスタイル	山本 宏之	推薦	自然
清水 福和	推薦		和田 誠一	講座受講者	自然

公 募：平成 18 年度、19 年度、20 年度一般公募
 推 薦：商工会議所等推薦者
 講座受講者：平成 16 年度環境活動実践者養成講座受講者
 平成 17 年度環境 NPO マネジメント講座受講者
 まちづくり：岡崎市まちづくり協働推進市民





資料 6

環境等用語集

ア行

ISO14001

国際標準化機構（ISO）による企業・法人・団体の環境マネジメントと監査に関する国際規格。企業・法人・団体の活動に伴う環境影響を継続的に改善していくための活動を管理・監査するシステム（参照 環境マネジメント）

アイドリングストップ

駐車時や停車時に、自動車のエンジンを空転させることをやめること。

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）

1988年 UNEP（国連環境計画）と WMO（世界気象機関）によって設立された。世界中の数千人の専門家からなり、温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の科学的・技術的及び社会・経済的評価を行い、得られた知見を政策決定者をはじめ、広く一般に利用してもらうことを目的としている。

アジェンダ 21

「環境と開発に関する国連会議」において、採択された「持続可能な開発のための人類の行動計画」をいう。今後、各国政府をはじめ、地方公共団体、労働界、産業界、科学的・技術団体、NGO 等のいろいろな社会構成主体が、21 世紀に向けてともに連携しつつ、着実に実行に移していくべき様々な課題が 40 章にわたって述べられている。

アダプトプログラム

市民と行政が協働で進めるまち美化プログラムのこと。「アダプト」とは「養子縁組する」という意味。企業や地域住民などが道路や公園など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃活動を行い、行政がこれを支援する仕組み。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物をいう。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

エコアクション 21

環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度。ISO14001 と比較し、中小企業等でも容易に取り組める環境マネジメントシステム。

エコツーリズム

自然・歴史・文化など地域固有の資源を生かした観光により、地域経済への波及効果が実現することをねらいとする、自然保護＋観光業の成立＋地域の振興の融合を目指す観光の考え方。

エコドライブ

アイドリングストップ、経済速度で走る、無駄な空ぶかしをやめるなど「環境に配慮した自動車の使用」をする取り組み。

屋上緑化

ビルなどの屋上を庭園化、緑化すること。一般緑化効果の他、断熱による冷房用電力の省エネルギー効果も大きい。

温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収し、大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガス。二酸化炭素、メタン、フロンガス等がある。

=力行=

カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において避けることができない CO₂ 等の温室効果ガスの排出について、[1] まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、[2] どうしても排出される温室効果ガスについてその排出量を見積り、[3] 排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせするという考え方。

化石燃料

地中に埋蔵されていて燃料として利用される石炭、石油、天然ガスなどの総称。動植物が地中に埋もれ、高温、高圧で化学変化した結果、生成されたこととされていることから化石燃料と呼ばれる。

合併処理浄化槽

し尿と、台所や風呂から出る雑排水を併せて処理する浄化槽で、し尿だけを処理する単独浄化槽に比べると河川の水質に与える影響をおよそ 1/9 に減らすことができる。

環境基準

環境基本法により国が定めるもので、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係わる環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされる基準。

環境マネジメント

事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを環境管理、このための工場・事業所内の体制・手続きを環境管理システムという。環境監査は、こうした環境保全に向けた取り組みの実施状況について、客観的な立場から評価・検証することをいう。平成8年に、ISO（国際標準化機構）において、環境マネジメントシステムと環境監査に関する国際規格が発行された。

環境推進員制度

環境保全に関する活動を推進するため、普及啓発活動の地域リーダーとなる市民を育成する制度。

環境家計簿

ライフスタイルの見直しを目指して、日々の生活において、環境に負荷を与える行動や環境に良い影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり収支決算のように一定期間の集計を行ったりするもの。家庭における電力、ガス、水道などのエネルギーや資源の消費量、廃棄物の排出量等を定期的に記録する帳簿等がその例。

環境施設帯

高速道路・国道など幹線道路に隣接する地域の生活環境を保全するために、騒音・振動・大気汚染等の道路交通に起因する障害に対処するため、道路用地として確保される一定幅員の空間をいう。

環境基本法

平成5年11月19日に公布、施行された法律。環境の保全についての基本理念として、「環境の恵沢の享受と継承等」「環境への負荷の少ない継続的発展が可能な社会の構築等」「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」の3つの理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境保全に係る責務を明らかにしている。

環境と開発に関する国連会議（地球サミット）

地球環境問題が国際的な課題となる中、持続可能な発展をキーワードに多くの政府関係者、科学者、NGO等が参加して1992年（平成4年）6月にブラジルで開催された。多くの国家元首が参加して地球環境問題等について議論が行われたため「地球サミット」ともいわれている。会議の成果として、「環境と開発に関するリオ宣言」や「アジェンダ21」の採択等が行われた。

環境倫理

1989年9月の「地球環境保全に関する東京会議」において「持続可能な開発」を実現するための考え方として重要なキーワードとして提言された。『「持続可能な将来」設計するため、発展途上国の人々にその基礎的ニーズを充足できるようにし、生活様式を含む先進国の社会経済活動を改めることにより種々の社会経済活動を統合した行動がとられるような『環境倫理』が全ての国によって確約されることが必要』というものである。

外因性内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）

アメリカで出版された「奪われし未来」（コルボーン他著）において、環境中の微量な化学物質が生物の体内に取り込まれて内分泌作用をかく乱し、生殖や発育等に影響を及ぼす可能性が指摘された。現時点では不明な点が多いが、ダイオキシン類やPCBなど約70種類が環境ホルモンとしてリストアップされており、今後一層の調査研究と対応策が求められている。

環境保全に関する協定

地方自治体または地域住民団体とその地域内に立地し、または立地しようとする企業との間において、環境保全を目的として締結する協定。

京都議定書

1997 年に京都で開催された「気候変動枠組み条約第 3 回締約国会議（COP3）」で採択された議定書。地球温暖化防止のため温室効果ガス削減に向けた目標値や手法などについて定めている。日本は 1990 年を基準として 2008 年から 12 年の間に、温室効果ガス 6%削減することを約束している。

グリーン購入

自治体、企業、団体が自ら購入する商品、サービスを、品質や価格だけでなく環境への影響の少ないものを選択することによって、市場のグリーン化（環境への影響が少ない）を達成しようとする活動。

グリーンコンシューマー

環境を大切にして商品やサービスを選択する消費者。あらゆる買い物について少しでも環境への影響の少ないものを選ぶことで、エコロジックな生活を実現していくとともに、「商品の選択」という消費者の力でメーカーや流通業などの環境への取り組みを促し、社会全体のエコロジック化をすすめることを目的としている。

コージェネレーション

熱電供給システムとも呼ばれ、燃料の燃焼により発生する高温の熱を利用して発電を行うと同時に、その排熱を利用して温水や蒸気を発生させ、給湯や冷暖房に使用するシステム。ビルの所有者などが冷暖房の熱源を得ると同時に電力を発生させることを目的にする場合と、電力会社が電力を発生すると同時に排熱を利用することを目的とする場合がある。

固形燃料化（RDF）

ごみなどの廃棄物から可燃性成分を選別し、粉碎・粒度調整・成型固化などの加工を施して固形化した燃料。暖房や発電の燃料として使用する。

＝サ行＝

サーマルリサイクル

廃プラスチックを含む廃棄物を直接燃焼して、その熱をスチームあるいは電力として回収する方法。

産業廃棄物

工場、事業場における事業活動に伴って生じる燃えがら、汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等を指し、産業廃棄物以外の廃棄物である一般廃棄物と区別される。産業廃棄物は、事業者自らの責任で、これによる環境汚染を生じさせないように適正に処理する責務がある。

自然公園

国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の総称。自然公園法（昭和 32 年）により、国立公園と国定公園は国が指定、環境省主管、都道府県立自然公園は都道府県が条例によって指定。いずれも、自然の風景地を保護し、利用の促進、国民の保健、休養、教化に役立てる目的である。

持続可能な開発

持続可能な開発（Sustainable Development）とは「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求をも満足させるような開発」のことをいう。この概念を定義し、具体的な行動を訴えたのが「開発と環境に関する世界委員会」（WCED/ 委員長：ブルントラント・ノルウェー首相の報告書である。（1987）環境は経済社会の発展の基盤であり、環境を損なうことなく開発することが持続的な発展につながるとの認識が国際社会に定着しつつある。

市民農園

農家など農地所有者が都市の住民等農業者以外の人々にレクリエーション等の目的で野菜や花を栽培する場として提供する農園のこと。

ステーション回収

一定の場所（集積所）に出されたごみを回収する方式

ストックヤード

回収した資源を一時保管しておく場所

生産緑地

土地の利用区分の一種。その内容は、水田、畑、果樹園、牧草地、林業地、養魚池等、農業・林業・漁業に係わる土地を指している。生産活動に適正に管理、利用されている土地のこと。

生物多様性

生物の多様性とは、生物が遺伝子レベル、種レベル、及び生物の相互関係の複合体としての生態系レベルで変異性を保ちながら存在していることである。こうした生物の多様性は、人類の生存基盤である自然生態系を健全に保持し、生物資源の持続可能な利用を図っていくための基本的な要素であり、遺伝、科学、社会、経済、教育、文化、芸術、レクリエーション等さまざまな観点からその評価が認識されている。

= 夕行 =

ダイオキシン類

2 個のベンゼン環が 1 個もしくは 2 個の酸素原子と結合し、残りの 8 個の炭素に塩素が結合している物質の総称。発ガン性や新生児奇形の原因となる。ごみの焼却場の灰やパルプ工場の排水中からも検出されている。

大腸菌群数

人畜の排泄物等による水質汚濁の指標の一つ。河川水等では 100ml 中に存在する最も確からしい数（MPN：Most Probable Number）

地区計画制度

大都市のミニ開発やスプロール化を防ぎ、良好な市街地の環境を形成するために昭和 55 年度に導入された制度。西ドイツの地区詳細計画をモデルとして策定されたもので、都市計画法及び建築基準法の中で規定されている。

地産地消

「地元生産―地元消費」を略した言葉で、地元で生産されたものを地元で消費するという意味で使われる。これによって、地域での循環型社会の構築を促し、また、地域の農林水産業の活性化と食の安全性の確保も目指している。

鳥獣保護区

環境大臣または都道府県知事が鳥獣の保護繁殖を図るために必要があると認めるときに設定することができるもので、鳥獣保護区では鳥獣の捕獲は禁止され、鳥獣の繁殖に必要な施設を設置する。

低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、窒素酸化物（NO_x）、粒子状物質（SPM）、二酸化炭素（CO₂）といった大気汚染物質や地球温暖化物質が少ない、または全く排出しない自動車。電気自動車、メタノール車、天然ガス車、ハイブリッド車などに代表される。

DO（溶存酸素）

水の汚染状態を示す一つの項目で、水に溶けている酸素量のことをいう。汚染度の高い水中では、水中の溶存酸素を消費して、有機物を分解するので、溶存する酸素が少なくなり、魚介類の生存を脅かすようになる。

特定フロン（CFC）

フロンガス約 20 種類のうち、特にオゾン層の破壊力が強いフロン 11、12、113、114、115 の 5 種類を特定フロンといい、国際的な規制の対象となっている。

都市・生活型公害

自動車による大気汚染、生活排水による水質汚濁、近隣公害など、都市活動、あるいは市民一人ひとりの生活様式に起因する公害。

＝ナ行＝

生ごみ堆肥化（コンポスト化）

台所から出る野菜くずや茶がらなどの生ごみをコンポスト容器で微生物の働きによって堆肥（コンポスト）化し土に還元すること。

＝ハ行＝

バイオマス

動植物を由来とする物質。木材や農作物、畜産物を収穫したり加工したりする際に出る間伐材やおがくず、糞尿、菜種油、残りがす、建築廃材などの生物系廃棄物を原料としてエネルギーを生み出すことができる。

化石燃料に由来しないため、大気中の二酸化炭素を増大させないことになり、地球温暖化防止策の一つとなると同時に農林業の活性化や廃棄物問題の解決策となり得ることなど特徴を持っている。

パーク&ライド

従来都心部まで自動車を乗り入れていた通勤者等が、自宅の最寄駅に近接した駐車場に駐車し、そこから都心部へは公共の鉄道やバスなどで移動するように誘導するシステム。

パーク&ライドを行うことによって自動車の走行距離が減り、二酸化炭素の排出が軽減され温暖化防止につながっていく。また、大都市の大気汚染対策、渋滞緩和などにも効果がある。

ビジョン

目指すべき将来像

BDF（Bio Diesel Fuel: バイオディーゼル燃料）

食用として使用済みの植物油、動物油を精製して作るディーゼル燃料。軽油を用いる通常のエンジンに改造なしで流用可能。排気ガス中にSO_xが発生せず、二酸化炭素も黒鉛も軽油より少ないことに加え、植物起源の原料（＝バイオマス）であることから、カーボンニュートラルとみなせ、地球温暖化対策としても注目を集める。

BOD（生物化学的酸素要求量）

水の有機汚染指標の一つ。バクテリアが一定時間内に水中有機物を酸化し、分解させて浄化するのに消費される酸素の量を表した数値。必要酸素量が多いということは、水中の有機物が多いことを意味し、汚染度が高いといえる。

風致地区

都市計画の中の地域の一つ。都市の風致を維持するためにつくられる地区である。風致地区といった場合、自然の景勝地、公園、寺社苑、水辺、公園慰楽地、歴史的な土地、樹林地、眺望地、昔からの別荘などが該当する。

フード・マイレージ

食糧（＝ food）の輸送距離（＝ mileage）という意味。輸入食糧の総重量と輸送距離を掛け合わせたもので、食料の生産地から食卓までの距離が長いほど、輸送に係る燃料や二酸化炭素の排出量が多くなるため、フードマイレージの高い国ほど、食糧消費が環境に対して大きな負荷を与えていることになる

フィールドワーク

椅子に座って講義を聴く「座学」ではなく、現場に出かけて行ってその状況を調べたり、現場の人の話を聞くなどして、その実態を体感して学ぶ調査研究の手法。

プロジェクト

「課題」を解決するための具体策。この計画では、市民、市民団体、事業者の取り組みや活動、行政の施策や事業、さらにこれらのパートナーシップで行う取り組みを指す。

保安林

水源の涵養、災害の防備、生活環境の保全形成等の公務目的達成のため、森林法に基づき指定される森林をいう。

ポケットパーク

再開発事業等で狭小の余剰空間を利用した小規模公園。良好な都市空間を形成し、うるおいの空間を確保するため、歩行者の休息や集いの場となるとともに都市景観のポイントとなる、道路の歩道部分と一体となった小広場で植栽等での整備が行われる場合が多い。

=ラ行=

緑地協定

「都市緑地保全法」に定められた制度で、地域住民の自主的な緑化の意思を尊重しながら地域の緑化を推進しようとするものである。都市計画区域内の一定区域または一定区間の土地の所有者等全員の合意により、緑地協定区域、樹木等の種類とその植栽する場所、垣または柵の構造等の必要事項を定め、市町村長の許可を得て締結される。

ライフスタイル

生活様式。現在は資源とエネルギーを浪費するライフスタイルであるとされている。環境問題の解決や持続可能な社会づくりのためには、経済システムとライフスタイルの根本的な変革が必要だとの認識が国際的になされている。

=ワ行=

ワークショップ

もともとの意味は手作業で協力しあってものを生産する工房。意味が転じて、多様な経験や価値観を持つ個々人が、知識や経験の有無に関係なく、対等な人間関係のもとに、創造的な雰囲気により生産的な合意形成を図る方式をいう。

「環境共生都市 岡崎」

岡崎市環境基本計画

平成 21 年 3 月発行

発 行：岡崎市

企画編集：岡崎市環境まちづくり市民会議
岡崎市環境部環境総務課

〒 444-8601 岡崎市十王町二丁目 9 番地
TEL.0564-23-6685 FAX.0564-23-6536

URL <http://www.city.okazaki.aichi.jp>

E-mail kankyosomu@city.okazaki.aichi.jp